

資料No. 2 中部電力株
役員会
2019年2月1日

2018年12月

電気工事店 各位

中部電力株式会社

スイッチング申し込みに伴う計器工事に関する留意事項について

(お願い)

記

平素は、スイッチング申し込みに伴う計器工事にご協力いただき、誠にありがとうございます。

本工事に関し、ご留意いただきたい事象が発生致しましたので、下記のとおり周知させていただきます。

1 事象の概要

先般、お客さまから、「スイッチング申し込みに伴う計器工事の際に、工事店からある特定の新電力にスイッチングすると不都合が生じる可能性があるのではないか」という不安につながることも言われた。との申し出がありました。

2 お願い事項

本事象は、電気事業法23条の第2項*に抵触するおそれがあることから、本工事を含む弊社からの委託工事を実施する際は、お客さまに対し、特定の電気供給者への優先的な扱いや不利、不利益につながるような説明、行為を差し控えてくださるようお願い申し上げます。

3 委託実施細目への反映

本事象は、今後弊社が目指す送配電部門の一層の中立性を確保する観点から、注意喚起が必要であることから、引込内線工事請負契約の次回更改(2019年6月予定)時に委託実施細目へ電気事業法23条の第2項*を遵守いただく旨を記載する予定です。

※ 電気事業法23条の第2項(一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない)

「特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること」

以上